

指宿市強韌化地域計画



令和2年8月

指 宿 市

目 次

はじめに	1
第1章 指宿市強靱化地域計画策定の目的, 位置付け	
1 指宿市強靱化地域計画策定の目的	2
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	3
4 計画の対象区域	3
第2章 理念及び目標, 取り組み方針	
1 理念	4
2 基本目標	4
3 事前に備えるべき目標	4
4 基本的な方針	4
5 地域の特性に応じた施策の推進	6
第3章 市の地域特性及び災害想定	
1 地域特性	7
2 災害リスク	8
第4章 脆弱性評価	
1 評価の枠組み及び手順	16
2 評価のポイント	19
第5章 本計画の推進方針	
1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の推進方針	48
2 指標	74
第6章 市地域計画の推進と不断の見直し	
1 市の他の計画等の必要な見直し	75
2 本計画の進捗管理	75
3 本計画の不断の見直し	75
4 プログラムの推進と重点化	75
別 添 実施事業一覧	76

はじめに

本市は、鹿児島湾口に位置し、花と緑の自然に溢れた風光明媚で観光、農業、水産業が盛んな食と健幸のまちです。

一方で火山活動による地形が多く存在しており、開聞岳等の噴火や近年発生すると推測されている南海トラフ巨大地震をはじめ、温暖・湿潤な亜熱帯的風土により、例年、台風の危険にさらされ、近年の気候変動による台風の大型化、梅雨時期の豪雨は、全国的にも脅威となっています。

本市には、中山間地域に大小の集落が存在しており、土砂災害による被害や沿岸部の人口が多いことから津波による被害が想定され、特に指宿港一帯においては、過去の災害を踏まえ国直轄の「指宿港海岸直轄海岸保全施設整備事業」が進んでおり、より一層の防災に向けた対策を推進しているところです。

一方で人口減少・高齢化の波は、防災のみならず、社会活動や経済活動はもちろんのこと医療や福祉、子育てといった日常生活にも影響が及んでいます。

本計画は、これらの様々な要因とそれに基づく各種リスクに対し、これまでの取り組みも踏まえ、より対応力・回復力のある強靱なまちづくりを目指す指針として策定するものであり、これら指針に基づき、市民の皆様をはじめ、様々な分野の方々と連携し取り組んでまいりたいと思います。

第1章 指宿市強靱化地域計画策定の目的、位置付け

1 指宿市強靱化地域計画策定の目的

国においては、東日本大震災の発生などを踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年(2013年)12月に「強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」

(以下「基本法」という。)を制定し、平成26年(2014年)6月には「国土強靱化基本計画」(以下「国基本計画」という。)を策定(平成30年12月 改定)。

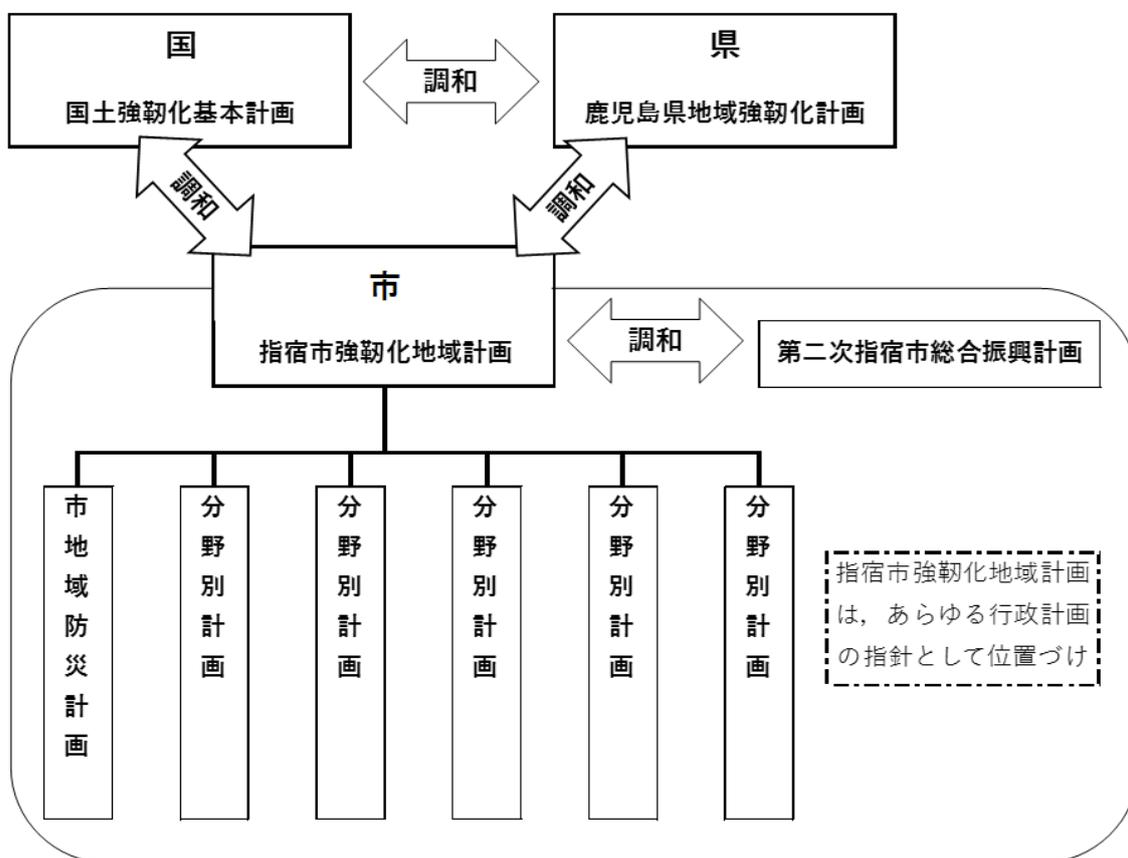
また、鹿児島県においては、平成28年(2016年)3月に「鹿児島県地域強靱化計画」(以下「県地域計画」という。)を策定(令和2年3月 改定)したところである。

指宿市強靱化地域計画(以下「市地域計画」という。)は、これまでに取組んできてい
る防災・減災対策に関する取組を念頭に、今後の本市の強靱化に関する施策を、国基本
計画や県地域計画との調和を図りながら、国、県、民間事業者など関係者相互の連携の
もと、総合的、計画的に推進するために策定するものである。

2 計画の位置付け

市地域計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、第二次指宿市総合振興計画(以下「市総合振興計画」という。)との調和を図るとともに、地域強靱化の観点から、本市における様々な分野の計画等の指針となるものである。

■指宿市強靱化地域計画のイメージ



3 計画期間

市地域計画の期間は、市総合振興計画の終期である令和7年度（2025年度）に合わせるため、令和2年度（2020年度）からの6年間とし、その後国基本計画に準じて概ね5年ごとに見直すこととする。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととする。

4 計画の対象区域

市地域計画の対象区域は、全ての市民、来訪者の生命・身体・財産の保護、住民生活・経済活動への被害等の最小化を図る目的から、市内全域を対象とする。

第2章 理念及び目標、取り組み方針

1 理念

本市の強靱化に関する施策の推進は、過去に発生した大規模自然災害等から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的・計画的に実施することが重要であることを認識し、明確な目標のもとに大規模自然災害等から市民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等による市民生活・経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを市地域計画に定め実施する。

併せて、最悪の場合には社会の機能がほとんど停止する感染症についても十分に配慮することとする。

2 基本目標

次の4つを基本目標として、本市における「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・社会経済の構築に向けた地域強靱化を推進することとする。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興が図られること。

3 事前に備えるべき目標

本市における強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標を次のとおり設定する。

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救援、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

4 基本的な方針

上記の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 地域強靱化の取組姿勢

- ・本市の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証したうえで取り組むこと。

- ・災害に強い地域づくりにより力強い地域社会を創っていくと同時に、国・県との機動的連携が可能な体制の構築と、地域間のネットワークの強化の視点を持つこと。
- ・本市の社会経済システムが有する潜在力，抵抗力，回復力，適応力を強化すること。

(2) 適切な施策の組合せ

- ・災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組合せて効果的に施策を推進すること。
- ・「自助」，「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国，県，市）と民（市民，民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず，平時にも有効に活用される対策となるように工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ・人口減少等に起因する地域の需要の変化，気候変動等による気象の変化，社会資本の老朽化等を踏まえるとともに，強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や財政資金の効率的かつ効果的な使用による施策の持続的な実施に配慮して，施策の重点化を図ること。
- ・既存の社会資本を有効活用すること等により，費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ・限られた資金を最大限に活用するため，PPP^{※1}／PFI^{※2}のみならず，様々な手法にて民間資金の積極的な活用を図ること。
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ・市強靱化の観点から，関係者の合意形成を図りつつ，土地の合理的利用を促進する。
- ・地域強靱化を図る事前策として，行政の各分野及び民間事業所における感染症対策も含めた事業継続計画（BCP）^{※3}の策定を推奨する。

※1 PPP：公共サービスの提供に民間が参加する手法を幅広く捉えた概念

※2 PFI：公共施工等の設計，建設，維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し，公共サービスの提供を民間主導で行うことで，効率的効果的な公共サービスの提供を図るという考え方

※3 事業継続計画（BCP）：災害等による不測の事態により，業務が中断，また，発生した場合でも速やかに復旧・再開ができるよう業務の優先順位や手順を定めた行動計画。

5 地域の特性に応じた施策の推進

- 人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- 女性、高齢者、子ども、障がい者、観光客、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。

第3章 市の地域特性及び災害想定

1 地域特性

(1) 位置、地形・地質等

本市は、薩摩半島の最南端、鹿児島湾口にあり、東経 130 度 30 分～130 度 40 分、北緯 31 度 9 分～31 度 18 分に位置し、東は錦江湾を隔てて大隅半島と対峙し、北は県都・鹿児島市、西は畑作地帯が広がる南九州市と隣接し、南は東シナ海に面している。

中央部には、九州一の大きさを誇る「池田湖」、南西部には標高 924 メートルの薩摩富士の別名で呼ばれる「開聞岳」、南部には南国ムード漂う「長崎鼻」、東部には潮の干満で陸続きになる「知林ヶ島」を有している。

市の全域を霧島火山脈が縦断しており、世界に類を見ない「天然砂むし温泉」をはじめ、豊富に湧出する温泉資源に恵まれている。

また、総面積は、148.84 平方キロメートルであり、鹿児島県全体の約 1.6 パーセントとなっており、市の総面積の 34.1 パーセントが山林、26.6 パーセントが農地となっている。

(2) 気象概況

本市は、薩摩半島南東部の海岸寄りに位置しているため、暖流の影響で気候は温暖・湿潤であり、四季を通じて植物が繁茂し亜熱帯的風土である。

年間平均気温 18.8 度、最低気温 0.2 度、最高気温 35.0 度で、年間の総降水量は 2,546.0 ミリメートル、年間平均風速 1.8m/s と過ごしやすい気象状況であるが、梅雨時期の集中豪雨と夏から秋にかけての台風が災害を起こす原因となっている。

(3) 人口（将来推計）

本市の人口は、平成27年(2015年)の国勢調査では4万1,831人で県全体の2.5パーセントを占めている。人口の増減率は平成22年(2010年)の国勢調査(4万4,396人)より5.8%減少しており、県全体(△3.4%)より減少率が高い状態が続いている。

全国的な人口減少の時代を迎え、高齢化の進行や出生率の低下が今後ますます進むと考えられることから、本市の人口も減少していくものと予想される。国勢調査による人口推移をもとに推計した令和7年(2025年)の本市の人口予測は、36,343人となっている。

また、社会動態においても、就職や進学時若年層の都市部への転出を主因とした社会減状態は続いており、平成27年(2015年)の国勢調査による人口構造の割合は、年少人口が12.1%、生産人口が52.7%、高齢人口が35.1%となっており、合計特殊出生率は1.49と県平均の1.70を下回っており、子どもを産み育てる20代から30代の人口が少なくなっている。このことから、令和27年(2045年)における本市の推計人口は25,432人と見込まれている。

2 災害リスク

(1) 風水害・土砂災害

本市の過去の気象災害のうち、特に被害が大きいのは大雨及び台風である。これは6～8月にかけて年間降水量の約半分を占めるような大雨が降ることが多く、また、台風による災害が最も大きいのは、台風が薩摩半島の西方海上を北上した時で、ほとんどが暴風大雨に加えて高潮を伴う危険が大きいため、満潮時に接近するときは、海岸地帯は高潮に対する警戒も必要である。

大雨の発現を季節や要因別に分けると、4～5月の低気圧によるもの、6～7月の梅雨前線によるもの、8～10月の台風によるものに分けられるが、特に水害を起こすような大雨は梅雨期、台風期に多くなり、低気圧の東進によって前線が北上する場合に豪雨になりやすく、河川の増水やがけ崩れに対する警戒が必要となる。

なお、過去の台風や集中豪雨等による浸水範囲については、本市において日最大1時間降雨量が過去最大を記録した豪雨（1時間で最大78mmの非常に激しい雨）が降った際に雨水を排水しきれず、20cm～50cm程度浸水すると予測される区域が海岸部や川沿いに存在し、土砂災害危険箇所については、がけ崩れ、土石流、地すべり等が発生した場合に被害を受ける恐れのある区域が山際等に存在している。

■過去の被害の総括表

災害名		枕崎台風 昭和 20 年 9 月 17 日	ルーヌ台風 昭和 26 年 10 月 14 日	七夕災害（土石流） 平成 5 年 7 月 6～7 日 発生場所 鰻地区
気象概況		時間最大雨量 41.6 mm(阿久根市) 日最大雨量 186.2 mm(鹿児島市) 瞬間最大風速 62.7m/ s (枕崎市) 最大風速 40.0m/ s (枕崎市)	時間最大雨量 70.9 mm(阿久根市) 日最大雨量 137.5 mm(阿久根市) 瞬間最大風速 46.5m/ s (鹿児島市) 最大風速 42.5m/ s (枕崎市)	時間最大雨量 54.0 mm 日最大雨量 304.0 mm
建物被害	全半壊	指宿 3,027 棟 山川 1,493 棟 開聞 ----	指宿 506 棟 山川 479 棟 開聞 ----	山川 5 棟
	流失	指宿 ---- 山川 ---- 開聞 ----	指宿 ---- 山川 14 棟 開聞 ----	----
	浸水	指宿 ---- 山川 ---- 開聞 ----	指宿 203 棟 山川 255 棟 開聞 ----	山川 14 棟
人的被害	死者	指宿 ---- 山川 ---- 開聞 ----	指宿 ---- 山川 ---- 開聞 ----	山川 2 名
	負傷者	指宿 ---- 山川 ---- 開聞 ----	指宿 ---- 山川 ---- 開聞 ----	山川 3 名

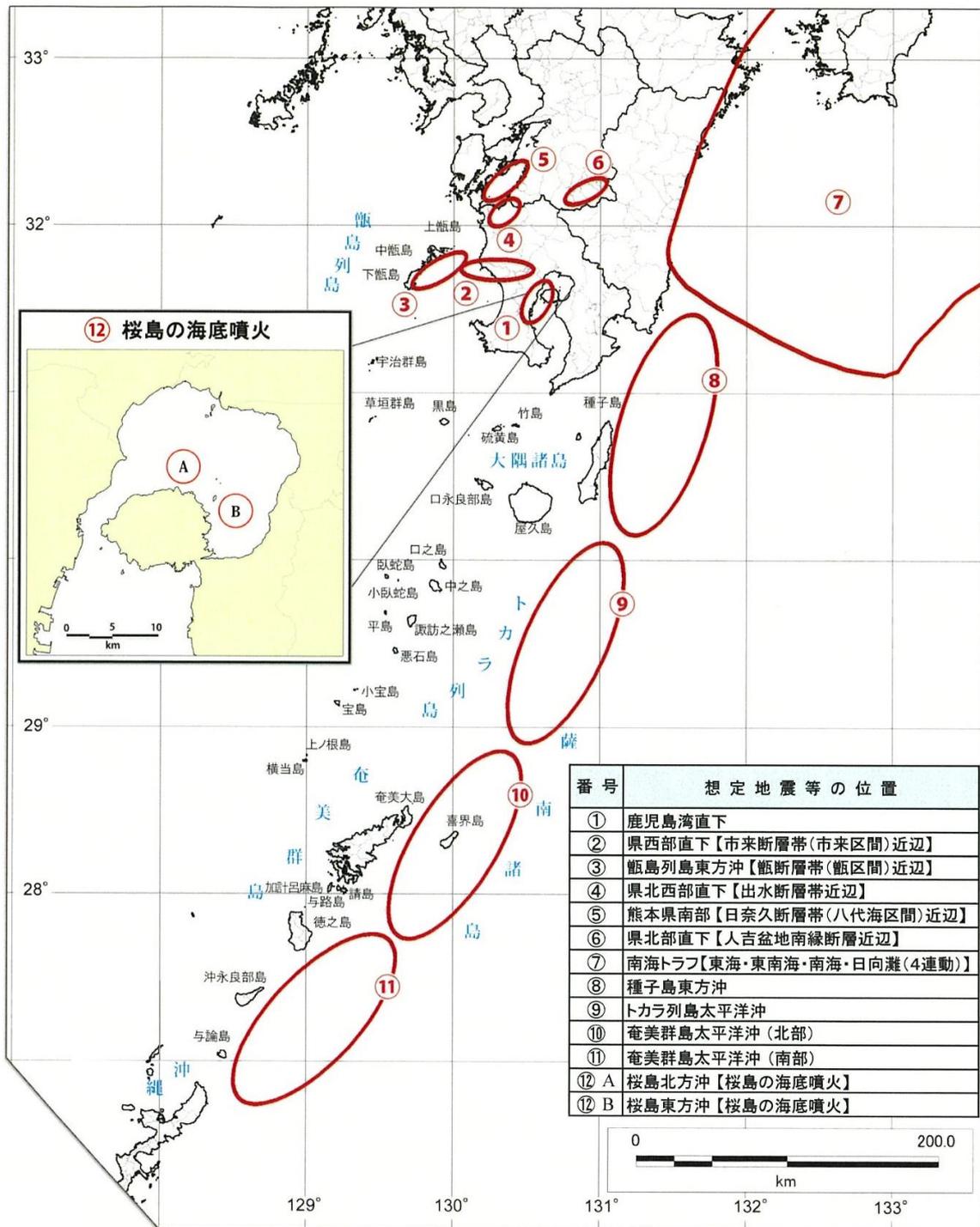
※指宿・山川・開聞郷土史等から抜粋（「----」については記録なし）

(2) 地震・津波・火山

鹿児島県本土は、九州でも比較的有感地震の発生が少ない地域であるが、平成 28 年発生の中南海地震のように今後、大きな災害を引き起こす地震が発生することが十分考えられる。

本市では、近く発生が予想されている南海トラフ地震後の津波による人的被害、種子島東方沖地震での建物等の倒壊被害が最も多くなると想定されており、開聞山崎ため池の決壊の恐れもある。

■ 鹿児島県内の想定地震等



資料：鹿児島県地震等被害予測調査（平成 26 年 2 月）

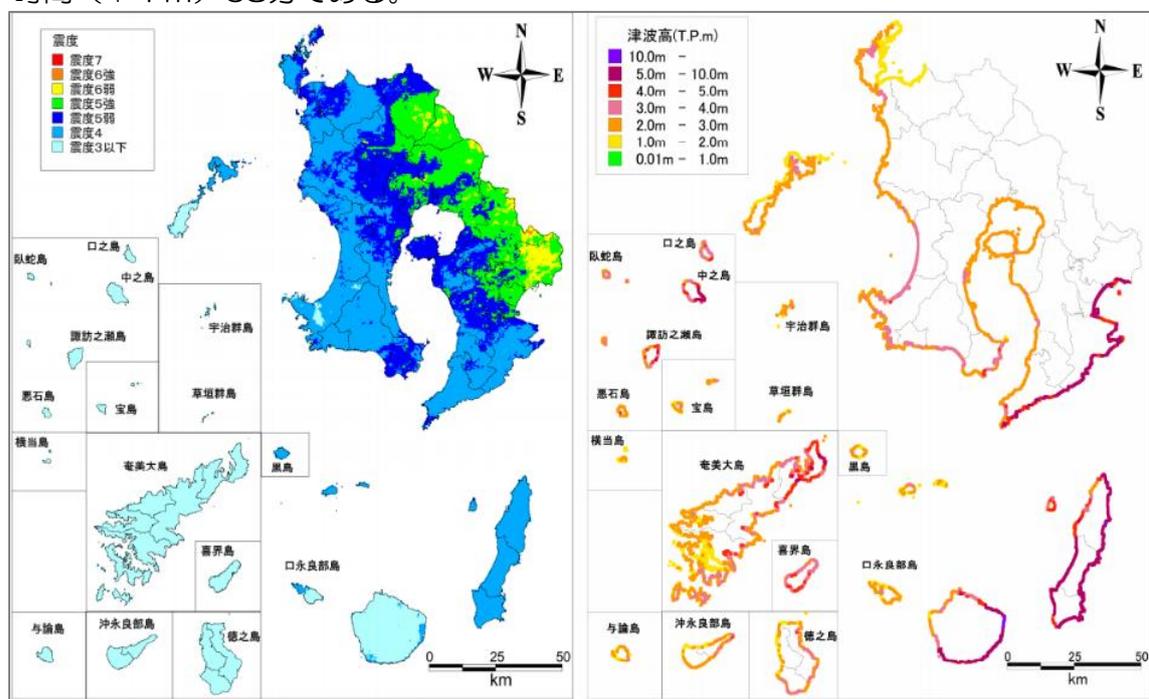
■指宿市域の想定地震等

項目		南海トラフ地震	種子島東方沖地震	鹿児島湾直下地震
地震規模	マグニチュード	9.1 (Mw)	8.2 (Mw)	7.1 (Mj)
	最大震度	5強	6弱	5強
人的被害	死者数(人)	20	—	—
	避難所避難者数(人)	1,200	850	50
建物被害	全壊(棟)	180	550	40
	半壊(棟)	830	1,900	140
	焼失(棟)	0	0	0

(—: わずか)

■南海トラフ地震の被害想定

前提とする南海トラフ地震は本市域で最大震度5強、最大津波高4.57m、津波到達時間(+1m)68分である。



資料：鹿児島県地震等被害予測調査（平成26年2月）

■南海トラフ地震による被害想定（詳細）

項目		南海トラフ地震 (指宿市域)	
地震規模	マグニチュード (Mw)	9.1	
	最大震度	5強	
人的被害	建物倒壊	死者数	0
		負傷者数	—
		重傷者数	—
	建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒, 屋内落下物)	死者数	0
		負傷者数	—
		重傷者数	—
	斜面崩壊	死者数	0
		負傷者数	0
		重傷者数	0
	津波	死者数	20
		負傷者数	70
		重傷者数	20
	火災	死者数	—
		負傷者数	—
		重傷者数	—
ブロック塀・自動販売機の転倒, 屋外落下物	死者数	—	
	負傷者数	—	
	重傷者数	—	
建物被害	液状化	全壊	160
		半壊	460
	揺れ	全壊	0
		半壊	—
	斜面崩壊	全壊	0
		半壊	0
	津波	全壊	20
		半壊	370
	火災	全壊	0
		半壊	0

資料：鹿児島県地震等被害予測調査（平成26年2月）

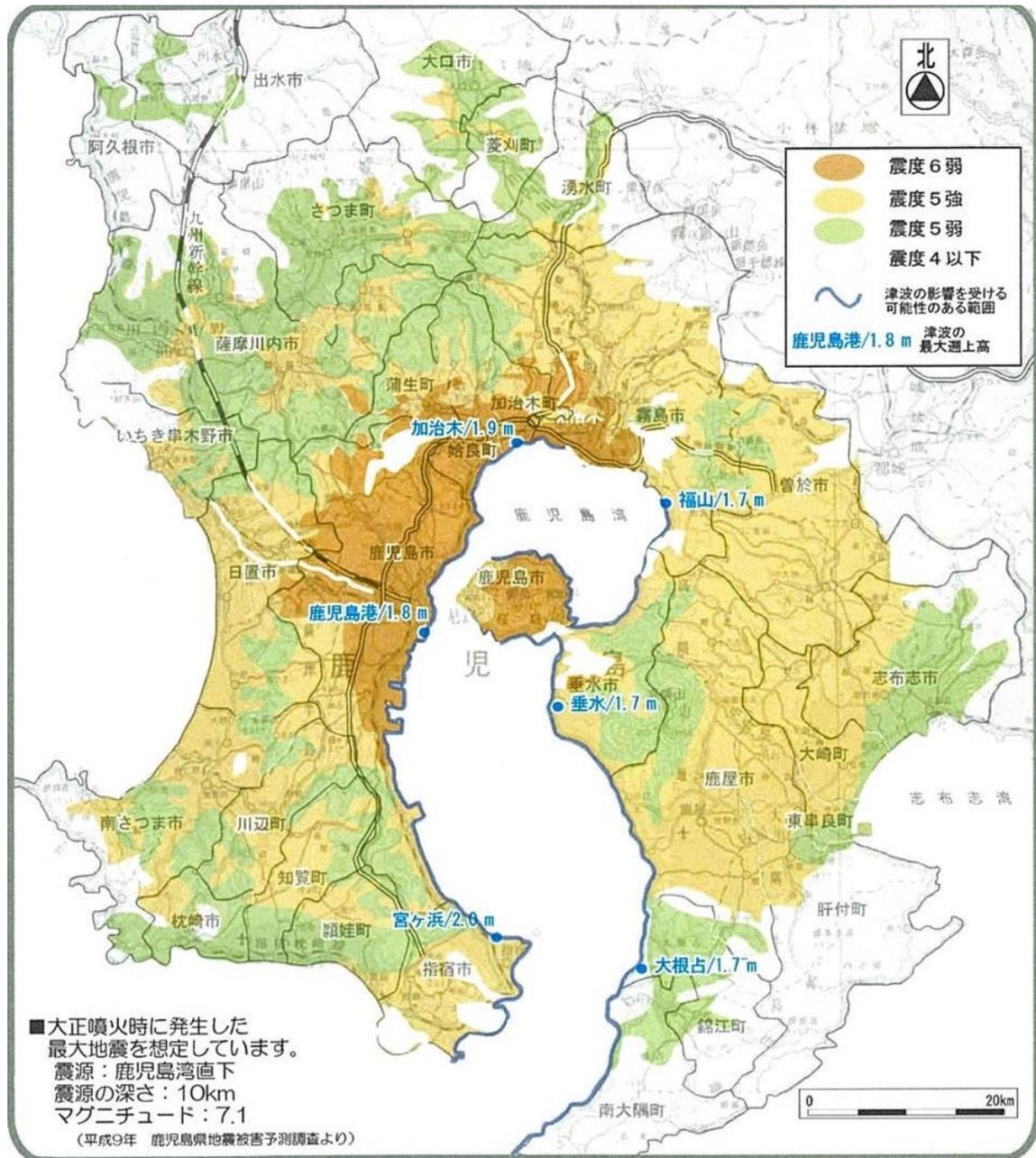
火山については、桜島が大規模な噴火を起こした場合、本市においては震度5強の地震と沿岸部での2mの津波が発生する恐れがあるほか、降灰堆積厚は、市内全域において約30~50cmになることが想定され、降灰堆積厚が高くなると、少しの雨でも土石流や洪水が発生しやすくなり、木造家屋も重量に耐えられず倒壊する恐れがあるほか、低い場合でも、視界不良・スリップ等による交通障害、農作物被害の恐れもある。

■桜島大規模噴火時の降灰分布予測



資料：国土交通省 九州地方整備局 大隅河川国道事務所

■桜島大規模噴火時の地震による震度分布予測



本市の大部分は火山と火山が噴出した火山灰や火砕流が堆積した地形で占められており、今から 10.5 万年～11 万年前に噴火した阿多カルデラの中にある。

また、その後の阿多カルデラ内の火山活動により形成された権現山や鷲尾岳をはじめ、池田カルデラ、鰻池、山川港、鏡池などのマール、カルデラ縁のマグマ流入により形成された鍋島、開聞岳の火山が多く存在している。

開聞岳については、これまでの遺跡調査により、874 年の噴火の状況が明らかになってきており、開聞岳の北北東約 3 km に位置する古城跡遺跡（開聞仙田）では、火砕流堆積物の可能性のある赤化堆積物が見られ、東 5 km に位置する慶固遺跡（山川岡児ケ水）では、4 m 以上と想定される火山灰層が確認されている。

また、東北東 9 km に位置する成川遺跡（山川成川）では、層厚 1.3 m の火山灰層に埋没した道跡とみられる遺構や約 11～12 km に位置する片野田遺跡、向吉遺跡では火山灰で埋没した耕作地が検出されている。橋牟礼川遺跡と敷領遺跡においては、火山灰で埋没した建物や耕作地等が検出されるとともに噴火後の降雨による土

石流発生跡が検出されているほか、北北東15kmに位置する岩本麓遺跡でも厚さ数cm程度の火山灰の堆積を確認している。

これらの遺跡の発掘調査結果から、市内のほぼ全域に開聞岳の降灰等による被害が想定されており、噴火直後においては、比較的少ない降水量でも土石流、洪水が発生しやすくなることも考慮する必要がある。

また、885年の開聞岳噴火の際は、火山性地震が発生し、これに伴う噴砂も遺構として発見されている。

■開聞岳の有史以降の火山活動

年代等	現象	活動経過・被害状況等
874(貞観16)年 3月25日	マグマ噴火	火砕物降下, 火砕流, 泥流, 爆発音, 降灰砂 噴火場所: 開聞岳山頂
855(仁和元)年 8月25日, 9月23~24日	マグマ噴火 マグマ水蒸気噴火 水蒸気噴火	火砕物降下, 火砕流, 溶岩流, 溶岩ドーム, 降砂石 噴火場所: 開聞岳山頂, 西山腹 火山性地震発生
1967(昭和42)年 8月5~8日	地震	指宿地域で有感となる群発地震が発生
2000年(平成12)年 12月12日~同月下旬	噴気	山頂東側2か所と西側2か所の岩穴から噴気が上がる。 12月13日には薄い白色・無臭の噴気が最も高いところで3m, 噴気温度は14℃。 12月21日には白色・無臭の噴気が2~3m, 噴気温度は12℃。二酸化硫黄, 硫化水素は検出されず, 火山活動の活発化と関連はないとされている。 入山禁止を実施

資料: 気象庁日本火山総覧

第4章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

脆弱性評価は、本市の大規模自然災害に対する脆弱性を調査し、評価するいわば健康診断であり、必要な施策の効率的・効果的な実施につながることから、市地域計画を進めるうえで、必要不可欠なプロセスである。

市では、平成30年6月5日に国の国土強靱化推進本部で決定した「脆弱性評価の指針」に準じ、次の枠組み及び手順により脆弱性の評価を行った。

(1) 想定するリスク

市民生活・市民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、大規模な事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、遠くない将来に発生する可能性があると予測されている南海トラフ地震では、国難とも言うべき甚大な被害が見込まれているなど、大規模自然災害は一度発生すれば、甚大な被害をもたらすものとなる。

このため、市地域計画においては、第3章に記載したとおり、過去に市内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る被害想定等を踏まえ、今後、本市に甚大な被害をもたらすと想定される南海トラフ地震、集中豪雨及び台風などの大規模自然災害全般をリスクの対象とした。

なお、これらとは別に感染症リスクについても今後検討を進める。

(2) 施策分野

脆弱性評価は、基本法において国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされているため、基本計画の施策分野を参考に、次のとおり個別施策分野として9分野、横断的分野として4分野を設定した。

(個別施策分野)

- ① 行政機能／消防／防災教育等
- ② 住宅・都市
- ③ 保健医療・福祉
- ④ 産業（エネルギー、情報通信、産業構造）
- ⑤ 交通・物流
- ⑥ 農林水産
- ⑦ 保全
- ⑧ 環境
- ⑨ 土地利用

(横断的分野)

- ① リスクコミュニケーション※¹
- ② 人材育成・地域活性化
- ③ 官民・広域連携
- ④ 老朽化対策

※1 リスクコミュニケーション：公と民が双方向でコミュニケーションを行うことにより、リスクに関する共通意識を持ち、相互理解を図ること。

(3) 目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

脆弱性評価は、基本法第17条第3項により、最悪の事態を想定した上で、科学的見地に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされている。起きてはならない最悪の事態に関しては、国基本計画及び県地域計画を参考に、本市の地域特性等を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして35の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊等や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数の人が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
2	救助・救援、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える帰宅困難者の発生・混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市内行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーン※ ¹ の寸断等による企業の生産力低下による企業活動等の低下
		5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-3	物流機能等の大幅な低下
		5-4	食料等の安定供給の停滞

5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-5	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		5-6	農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止
		6-2	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-3	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-4	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂、火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃
		7-6	農地・森林等の被害による土地の荒廃
		7-7	火山噴火、暴風等による農業用施設等への甚大な影響
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興ができなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態
		8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

※1 サプライチェーン：原材料の供給、部品の供給、輸送、生産、販売などの製品の全体的な流れに携わる複数の企業間の連携を、一つの連続したシステムとして捉えた場合の名称である。

(4) 評価の実施手順

37の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、それを回避するための現行施策を抽出し、現行施策で対応が十分かどうか、脆弱性の分析・評価を実施した。さらに、分野ごとの取組状況が明確になるよう施策分野ごとに整理した。

なお、各取組の進捗状況を把握するため、分析・評価にはできる限り指標を活用した。

2 評価のポイント

評価結果は、後述のとおりであり、この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりである。

(1) 重点化を図りつつ、ハード対策とソフト対策の適切な組合せが必要

防災・減災など地域強靱化に関する施策については、各部局の計画に沿って取組を進めている。しかし、これまでの想定を超える災害が発生していること、実施主体の能力や財源に限りがあることを踏まえると、地域強靱化に関する施策をその基本目標（人命の保護、重要な機能の維持、被害の最小化、迅速な復旧復興）に照らして、できるだけ早期に高水準なものとするためには、施策の重点化を図るとともに、部局横断的な施策の連携を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせる必要がある。

(2) 代替性・冗長性^{*1}等の確保とBCP^{*2}（事業継続計画）の策定・実効性担保が必要

大規模な自然災害に対応するためには、個々の施設の耐震性などをいかに高めても万全とは言えない。特に、行政、産業、交通、物流等の分野においては、システム等が一旦途絶えると、その影響力は甚大であり、バックアップ体制の整備等により、代替性・冗長性を確保する必要がある。

また、BCPの策定とその不断の見直し及び訓練実施等による実効性担保は、災害発生時にも被災地の業務を継続し、地域経済の停滞を防止する上で必要不可欠である。

※1 冗長性：余分な部分が付加されていること。また、それにより機能の安定化が図られていることをいう。

※2 BCP：災害等による不測の事態により、業務の中断が発生しないよう、また、発生した場合でも速やかに復旧・再開ができるよう業務の優先順位や手順を定めた行動計画。

(3) 国・県・民間等との連携が必要

個々の施策の実施主体は、市だけでなく、国・県、民間事業者、NPO、市民など多岐にわたる。市以外の実施主体が効率的、効果的に施策を実施するためには、強靱化を担う人材の育成など組織体制の強化及び適切な支援が必要不可欠であるとともに、各実施主体との徹底した情報提供・共有や各主体間の連携が必要不可欠である。

(4) より良い復興を意識した備えが必要

災害時の迅速な復旧復興は重要であるが、単に元に戻すことのみを目指すのではなく、復旧復興の機会に、地域の土地利用や産業構造、社会資本の将来のあり方を見据え、また、地域独自の文化や生活様式等の伝承の視点も加えて、より強靱なまちづくり・地域づくりを実践できるよう、地域の将来を担う世代も参画したビジョン形成等の準備を平時から進めておく必要がある。

【プログラムごとの脆弱性評価結果】

(1) 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊等や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生

①住宅・建築物の耐震化の促進

大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定されることから市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

【建設部】

②医療・社会福祉施設の耐震化

地震発生時に建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する必要がある。

【健康福祉部】

③交通施設、沿線・沿道建築物の耐震化

大規模地震が発生した場合、港湾、鉄道、橋梁等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、道路交通が阻害され、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されることから、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

【建設部、農政部】

④無電柱化等の推進

大規模地震が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されることから、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、緊急輸送路及び市街地等における道路等の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

【建設部】

⑤土地区画整理事業の推進

大規模地震等が発生した場合、住宅密集地や市街地において大規模火災が発生し、多数の死傷者が発生することが想定されることから、密集市街地等における、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

【建設部】

⑥公共施設等の耐震化の促進

災後の活動拠点となる公共施設が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されることから、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を推進する必要がある。

【総務部、健康福祉部、農政部、建設部、教育部】

⑦造成宅地の防災・減災対策の促進

大規模地震における盛土造成地の滑動崩壊の宅地被害を防ぐため、大規模盛土造成地の危険性について調査し、マップの公表・高度化を図り、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を促進する必要がある。

【建設部】

⑧多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

大規模地震が発生した場合、不特定多数の者が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定されることから、不特定多数の者が利用する建築物については、特に耐震化する必要がある。

【建設部，農政部】

⑨防災訓練や防災教育等の推進

学校や職場，地域の自主防災組織等を通じ継続的に防災訓練や防災教育を推進する必要がある。

【危機管理課】

1-2 密集市街地や不特定多数の人が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

①消防団や自主防災組織等の充実強化

公助の手が回らないことも想定し、消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、市民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

【危機管理課】

②火災予防・被害軽減対策等の推進

火災予防及び火災時の被害軽減のため、キャンペーン等による防火対策の推進等を図る必要がある。

【危機管理課】

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

①避難場所や避難路の確保，避難所の耐震化の促進等

広域にわたる大規模津波等が発生した際に避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されることから、津波防災地域づくり，地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保，避難所等の耐震化，情報伝達手段の多様化・多重化等による市民への適切な災害情報の提供，火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進し，関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策を推進する必要がある。

【危機管理課，農政部，建設部】

②海岸堤防等の老朽化対策の推進

大規模地震等が発生した際に海岸堤防等が倒壊するなどにより、大規模な浸水被害等の発生が想定されることから、現状の海岸堤防等の施設機能を照査し、長寿命化を図りつつ、老朽化対策を推進する必要がある。

【建設部，産業振興部】

③海岸施設の機能の検証

大規模津波等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、市民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。このため、海岸堤防の施設の整備を推進しているが、今後、施設の機能を検証し、整備の必要性について検討する必要がある。

【建設部，産業振興部】

④国・県道及び市道等の整備推進

高規格道路や地域高規格道路が無い本市においては、国・県道及び市道等は市民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。特に国道や主要地方道については、災害時の緊急輸送を確保し、円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、着実な整備を推進する必要がある。

また、緊急輸送道路をネットワークで補完する一般県道や市道等についても整備する必要がある。

【建設部，農政部】

⑤海岸防災林の整備

大規模津波が発生した場合、津波の襲来により海岸背後地への大規模な被害が想定される。海岸防災林は、津波に対する減勢効果を持つことから、治山事業等の実施を推進するとともに、その機能の維持・向上を図る必要がある。

【農政部】

⑥水門，樋門等の操作等

津波等が発生した際に水門，樋門等の操作によっては、大規模な浸水被害が発生する一方、操作作業の際に操作従事者が危険にさらされることが想定される。このことから、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する必要がある。

【農政部，建設部】

⑦津波避難計画等の周知及び適切な見直し

大規模津波等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、市民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがあるため、津波避難計画の周知及び見直しを行い、津波からの円滑な避難を実現する必要がある。

【危機管理課】

⑧侵食海岸における現状の汀線防護の整備

侵食の進んだ海岸では、台風の大型化や切迫する南海トラフ地震等により、高潮、高波、津波等の甚大な被害が発生する危険性が高いことから、堤防、護岸、離岸堤・突堤、養浜、飛沫防止帯や緑地等、環境との調和に配慮した海岸保全施設等の新設又は改良を早急に実施する必要がある。

【建設部、産業振興部】

⑨防災・防疫拠点の整備

防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。

【危機管理課】

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

①河川改修等の治水対策の推進

近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水等による甚大な浸水被害が懸念される。このため、現在の取組について、整備の必要性、緊急性、優先度等を総合的に判断しながら、より一層の整備推進を図る必要がある。

【建設部、農政部、水道事業部】

②防災情報の提供

異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により市民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や、市ホームページ等による市民への広報に努める必要がある。

また、洪水による激甚化災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、ハザードマップ等を市民に周知する等のソフト対策を推進する必要がある。

【危機管理課】

③内水対策に係る人材育成

異常気象等が発生した場合、広域かつ長期的な市街地等の浸水が想定されることから、内水対策についてより迅速な対応を行うため、人材育成を推進する必要がある。

【建設部、水道事業部】

1-5 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

①治山事業の推進

集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、治山事業による治山施設や保安林の整備を推進する必要がある。

【農政部】

②土砂災害対策の推進

本市の土砂災害危険箇所における砂防関係施設の整備率は未だ低い状況である。このため、市民の生命・財産を守るための砂防関係施設の計画的な整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

【建設部】

③火山の噴火に対する避難体制の強化

大規模な火山の噴火に対するハザードマップの作成・配布などの対応が図られているが、引き続き、関係機関相互の連携を図り、避難体制強化のために所要の対応を行う必要がある。

【危機管理課】

④警戒避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、県が指定した土砂災害警戒区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

また、異常気象等により大規模な土砂災害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や、市ホームページ等による広報に努めていく必要がある。

【危機管理課】

⑤がけ地等に近接する危険住宅の移転促進

がけ地の崩壊等により市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進する必要がある。

【建設部】

⑥防災・防疫拠点の整備（再掲 1-3-⑨）

防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。

【危機管理課】

(2) 救助・救援，医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等，生命に関わる物資供給の長期停止

①水道施設の耐震化等の推進

災害時等において水道施設が被災した場合，市民生活や社会活動に必要な水の供給に支障を来すおそれがあることから，水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため，水道施設の耐震化を推進する必要がある。

【水道事業部】

②物資輸送ルートの確保

大規模自然災害が発生した際，避難，支援，輸送のための陸上・海上ルートが寸断され，被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されることから，道路・港湾施設などの耐震化等の機能強化を推進するとともに，既存施設の点検等の結果を踏まえ，防災対策及び老朽化対策を確実に実施し，緊急輸送機能の軸となる複数輸送ルートの確保を図る必要がある。

【建設部，農政部，産業振興部】

③国・県道及び市道等の整備推進 [再掲 1-3-④]

高規格道路や地域高規格道路が無い本市においては，国・県道及び市道等は市民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。特に国道や主要地方道については，災害時の緊急輸送を確保し，円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から，着実な整備を推進する必要がある。

また，緊急輸送道路をネットワークで補完する一般県道や市道等についても整備する必要がある。

【建設部，農政部】

④備蓄物資の供給体制等の強化

市の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について，適正かつ迅速な物資の確保を行うため，関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

【危機管理課，市民生活部，産業振興部，農政部】

⑤医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備

大規模災害発生時には，医療用資機材・医薬品等が不足するおそれがあるため，関係団体と災害時応援協定を締結し，災害救助に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備を図り，その体制を支援し，円滑な供給体制の構築に努める必要がある。

【危機管理課，健康福祉部】

⑥医療用資機材・医薬品等の備蓄

大規模災害発生初動期には、医療救護用の医療用資機材・医薬品等の流通確保が難しくなるおそれがある。このため、県や関係機関と連携し医療救護活動に必要な医療用資機材・医薬品等の備蓄体制を整備する必要がある。

【健康福祉部】

⑦応急給水体制の整備

災害時等において水道施設が被災した場合、市民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

【水道事業部】

⑧受援計画の策定等

被災による物資供給に対し、国や県内事業者等から、物的支援を受ける必要があるため、物的支援の受入態勢を整備した受援計画の策定及び物資拠点の選定を促進すること等により、物的支援の受援体制を強化する必要がある。

【危機管理課，市民生活部，産業振興部，農政部】

⑨防災・防疫拠点の整備 [再掲 1-3-⑨]

防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。

【危機管理課】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

①物資輸送ルートの確保 [再掲 2-1-②]

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上・海上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されることから、道路・港湾施設などの耐震化等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策及び老朽化対策を確実に実施し、緊急輸送機能の軸となる複数輸送ルートの確保を図る必要がある。

【建設部，農政部，産業振興部】

②孤立集落対策

災害発生時には、道路の寸断により孤立集落が発生する恐れがある。このため、既存施設等の点検等の結果を踏まえ、防災対策及び老朽化対策を要する箇所についてのハード対策を着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する必要がある。

【建設部，農政部】

③防災情報の提供 [再掲 1-4-②]

異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により市民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や、市ホームページ等による市民への広報に努めていく必要がある。

また、洪水による激甚化災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、ハザードマップ等を市民に周知する等のソフト対策を推進する必要がある。

【危機管理課】

2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

①消防施設等の耐震化、情報通信機能の耐災害性の強化

地域における活動拠点となる消防施設等の耐災害性を強化する必要がある。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。

【危機管理課】

②国・県道及び市道等の整備推進 [再掲 1-3-④]

高規格道路や地域高規格道路が無い本市においては、国・県道及び市道等は市民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。特に国道や主要地方道については、災害時の緊急輸送を確保し、円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、着実な整備を推進する必要がある。

また、緊急輸送道路をネットワークで補完する一般県道や市道についても整備する必要がある。

【建設部】

③消防団等の体制強化、人材確保、災害派遣チーム等受入体制の整備

消防団等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて、水防団、自主防災組織の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。

さらに、災害派遣医療チーム（DMAT）、緊急災害対策派遣隊などの受入態勢を整えておく必要がある。

【危機管理課，健康福祉部，建設部。】

④防災・防疫拠点の整備 [再掲 1-3-⑨]

防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。

【危機管理課】

2-4 想定を超える帰宅困難者の発生・混乱

①備蓄物資の供給体制等の強化 [再掲 2-1-④]

市の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

【危機管理課，市民生活部，産業振興部，農政部】

②一時滞在施設の確保

帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保を図る必要がある。

【危機管理課】

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災，支援ルートの途絶，エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

①国・県道及び市道等の整備推進 [再掲 1-3-④]

高規格道路や地域高規格道路が無い本市においては、国・県道及び市道等は市民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。特に国道や主要地方道については、災害時の緊急輸送を確保し、円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、着実な整備を推進する必要がある。

また、緊急輸送道路をネットワークで補完する一般県道や市道についても整備する必要がある。

【建設部，農政部】

②消防団等の体制強化，人材確保，災害派遣チーム等受入体制の整備

[再掲 2-3-③]

消防団等において災害対応力強化のための体制，装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて，水防団，自主防災組織の充実強化，道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。さらに，災害派遣医療チーム（DMAT），緊急災害対策派遣隊などの受入態勢を整えておく必要がある。

【危機管理課，建設部，健康福祉部】

③EMIS の活用

被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため，必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害救急医療情報システム（EMIS）のさらなる活用を進める必要がある。

【健康福祉部】

④災害対応マニュアルなどの見直し

大規模・突発的な災害時の医療体制を確保するため，自ら被災することも想定した災害対応マニュアル及び業務継続計画（BCP）について，随時内容の見直しを行う必要がある。

【危機管理課，健康福祉部】

⑤ドクターヘリの活用

救急医療体制を充実・強化を図るため、大規模災害時におけるドクターヘリの速やかな運用が可能となるように、県及び関係機関との連携を強化する必要がある。

【健康福祉部】

⑥医療救護活動の体制整備

大規模災害発生時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となる。このため、市医師会や他の医療機関などと連携し、医療救護活動等の体制整備に努める必要がある。

【健康福祉部】

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化・死者の発生

①感染症の発生・まん延防止

浸水被害等により、感染症の病原体に汚染された場所が発生するおそれがある。感染症の発生予防・まん延防止のため、消毒作業を行うが、その際、関連部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保に努める必要がある。

【市民生活部】

②下水道施設の耐震化、下水道 BCP の作成

大規模地震等が発生した場合、下水道施設が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の発生が想定されることから、集落排水処理施設を含む下水道施設の耐震化、機能更新等を推進するとともに、公共下水道事業及び集落排水処理施設について、業務継続計画（下水道 BCP）を作成し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する必要がある。

【水道事業部】

③公共施設等の耐震化の促進 [再掲 1-1-⑥]

災後の活動拠点となる公共施設が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されることから、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を推進する必要がある。

【総務部，健康福祉部，農政部，建設部，教育部】

④避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進

避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う必要がある。

【健康福祉部，市民生活部】

⑤避難所運営マニュアルの策定

災害発生時に避難所の運営が円滑に行われるよう、高齢者などの要配慮者や女性、子ども等のニーズへの対応等を盛り込んだ「避難所運営マニュアル」を策定しておく必要がある。

【健康福祉部，市民生活部】

⑥応急給水体制の整備 [再掲 2-1-⑦]

災害時等において水道施設が被災した場合，市民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから，被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに，必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

【水道事業部】

⑦災害時保健活動及び DHEAT 受入体制の整備

被災地や避難所において，発災直後から，被災者の健康状態の把握や感染症予防，メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに，県と連携し，災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受入体制を整備する必要がある。

【健康福祉部】

⑧国・県道及び市道等の整備推進 [再掲 1-3-④]

高規格道路や地域高規格道路が無い本市においては，国・県道及び市道等は市民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。特に国道や主要地方道については，災害時の緊急輸送を確保し，円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から，着実な整備を推進する必要がある。

また，緊急輸送道路をネットワークで補完する一般県道や市道等についても整備する必要がある。

【建設部，農政部】

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市内行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

①公共施設等の耐震化の促進 [再掲 1-1-⑥]

災発後の活動拠点となる公共施設が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されることから、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を推進する必要がある。

【総務部，健康福祉部，農政部，建設部，教育部】

②電力供給遮断時の電力確保

電力供給遮断等の非常時に、避難市民の受入れを行う避難所や防災拠点において、おのおの、避難市民の生活等に必要不可欠な電力や災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力確保する必要がある。また、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システムについても導入を検討する必要がある。

【総務部，健康福祉部，農政部，建設部，教育部】

③自治体 BCP の策定等

業務継続体制を強化するため、市の業務継続計画（BCP）の見直し及び実効性を促進すること等により、業務継続体制を強化する必要がある。

【全ての部】

④市が管理する情報通信ネットワークの機器等の冗長化等

市が管理する情報通信ネットワークの機器等において、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等をさらに推進する必要がある。

【総務部】

⑤受援計画の策定等

被災による行政機能の大幅な低下に対し、他の自治体から応援職員を受け入れる必要があるため、人的支援の受入体制を整備した受援計画の策定を促進するなど、人的支援の受援体制を強化する必要がある。

【危機管理課，総務部】

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期機能停止

①情報通信機能の耐災害性の強化等

大規模地震及び津波時には屋外施設や重要家屋の被災及び電柱の折損などにより通信設備の損壊等が発生し、音声通信やパケット通信の利用困難が想定されることから、公共施設等を中心とした耐災害性を有する情報通信機能の強化を図る必要がある。

【総務部，建設部】

②防災情報の提供

津波等の大規模災害時に円滑な警戒避難体制の構築を図るため、防災行政無線等の充実強化を図る必要がある。

【危機管理課】

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

①市民への災害情報提供

市民への災害情報提供に当たり、市と自治会や自主防災組織などが連携して、災害時に支障をきたさないよう、それらの対策を推進する必要がある。

また、市内に滞在している観光客に対して正確な情報提供をできるだけ迅速に行う必要がある。

【危機管理課，総務部，産業振興部】

②情報伝達手段の多様化等

全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動装置の活用やLアラート情報の迅速かつ確実な伝達の推進，防災行政無線や消防救急無線のデジタル化等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により，情報伝達手段の多様化を図る必要がある。

また，旅行者や高齢者・外国人等にも配慮した提供手段を確保する必要がある。

【危機管理課，健康福祉部，産業振興部】

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し，情報の収集・伝達ができず，避難行動や救助・支援が遅れる事態

①情報伝達手段の多様化等 [再掲 4-2-②]

全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動装置の活用やLアラート情報の迅速かつ確実な伝達の推進，防災行政無線や消防救急無線のデジタル化等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により，情報伝達手段の多様化を図る必要がある。

また，旅行者や高齢者・外国人等にも配慮した提供手段を確保する必要がある。

【危機管理課，健康福祉部，産業振興部】

②市の人員確保・体制整備

情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供に必要な人員・体制を整備する必要がある。【総務部】

③災害発生時の情報発信

災害発生時において、市内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路のシミュレーションしておく必要がある。

【危機管理課】

④防災・防疫拠点の整備 [再掲 1-3-⑨]

防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する必要がある。

【危機管理課】

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による企業活動等の低下

①食料等の物資供給の確保

大規模自然災害が発生し、道路・港湾施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定されることから、道路・港湾の防災、震災対策及び老朽化対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する必要がある。

【建設部，農政部】

②港湾・漁港施設の耐震・耐波性能の強化

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、サプライチェーンが寸断され、復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定されることから、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、港湾施設の耐震強化等の整備を推進する必要がある。

【産業振興部，建設部】

③国・県道及び市道等の整備推進 [再掲 1-3-④]

高規格道路や地域高規格道路が無い本市においては、国・県道及び市道等は市民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。特に国道や主要地方道については、災害時の緊急輸送を確保し、円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、着実な整備を推進する必要がある。

また、緊急輸送道路をネットワークで補完する一般県道や市道等についても整備する必要がある。

【建設部，農政部】

④事業者におけるBCP策定等の支援

市内の事業者に対して、事業継続計画（BCP）の普及・啓発を図るとともに、BCPの策定支援を行う必要がある。また、有事の際にBCPが機能するように、取引先とのサプライチェーンの確保などの平常時の取組を継続的に実施する事業継続マネジメント（BCM）の社内構築に向けた支援を行う必要がある。

【危機管理課，産業振興部，農政部】

5-2 重要な産業施設の損壊，火災，爆発等

①危険物施設の安全対策等の強化

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規程等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める必要がある。

【危機管理課】

②危険物施設等の災害に備えた消防力の強化

危険物施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の備蓄又は整備を促進する必要がある。

【危機管理課】

5-3 物流機能等の大幅な低下

①港湾・漁港施設の耐震・耐波性能の強化 [再掲 5-1-②]

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、サプライチェーンが寸断され、復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定されることから、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、港湾施設の耐震強化等の整備を推進する必要がある。

【産業振興部，建設部】

②道路等の防災対策の推進

道路施設が被災すると避難・救助活動・応急普及活動に障害が及ぶことが想定されることから、地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波対策等の道路等の防災対策を着実に推進する必要がある。

【建設部，農政部】

③国・県道及び市道等の整備推進 [再掲 1-3-④]

高規格道路や地域高規格道路が無い本市においては、国・県道及び市道等は市民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。特に国道や主要地方道については、災害時の緊急輸送を確保し、円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、着実な整備を推進する必要がある。

また、緊急輸送道路をネットワークで補完する一般県道や市道等についても整備する必要がある。

【建設部，農政部】

5-4 食料等の安定供給の停滞

①食料等の物資供給の確保 [再掲 5-1-①]

大規模自然災害が発生し、道路・港湾施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、食料の安定供給の停滞が想定されることから、道路・港湾の防災、耐震対策及び老朽化対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する必要がある。

【建設部，農政部】

②国・県道及び市道等の整備推進 [再掲 1-3-④]

高規格道路や地域高規格道路が無い本市においては、国・県道及び市道等は市民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。特に国道や主要地方道については、災害時の緊急輸送を確保し、円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、着実な整備を推進する必要がある。

また、緊急輸送道路をネットワークで補完する一般県道や市道等についても整備する必要がある。

【建設部，農政部】

③備蓄物資の供給体制等の強化 [再掲 2-1-④]

市の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

【危機管理課，市民生活部，産業振興部，農政部】

④受援計画の策定等 [再掲 2-1-⑥]

被災による物資供給に対し、国や県、事業者等から物的支援を受ける必要があるため、物的支援の受入体制を整備した受援計画の策定及び物資拠点の選定等を促進すること等により、物的支援の受援体制を強化する必要がある。

【危機管理課，市民生活部，産業振興部，農政部】

⑤漁港の機能保全

本市管理漁港においては、既設の外郭施設・水域施設等漁港施設及び海岸保全施設の老朽化対策を着実に進める必要がある。

【産業振興部】

⑥農道等の保全対策の推進

造成後年数が経過し老朽化が進展していることから、施設の機能診断，機能保全計画の策定を急ぎ、長寿命化対策に着手する必要がある。

【農政部】

5-5 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

①応急給水体制の整備 [再掲 2-1-⑦]

災害時等において水道施設が被災した場合、市民生活や社会活動に必要な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、必要に応じた応急給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

【水道事業部】

②水道施設の耐震化等の推進 [再掲 2-1-①]

災害時等において水道施設が被災した場合、市民生活や社会活動に必要な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。

【水道事業部】

③農業水利施設等の保全対策の推進

造成後数年が経過し老朽化が進展していることから、施設の機能診断，機能保全計画の策定を急ぎ，耐震化及び長寿命化対策に着手する必要がある。【農政部】

5-6 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

①農業・農業用施設の保全

地震や豪雨等に伴う農地や農業用施設の被害防止又は軽減を図るため，用排水路等や農地・農業用施設の計画的な整備・適切な維持管理を行う必要がある。

【農政部】

②災害時の出荷体制の構築

大規模災害時の農作物の出荷等を維持・確保するための体制整備，事業者への支援を行うとともに農道の計画的整備や適切な維持管理を行う必要がある。

【農政部】

③農業用施設の耐候性等の強化

大規模災害時の農業用施設の被災による競争力低下を防止するため，気象災害に強い耐候性強化型の農業用施設導入を促進する必要がある。

【農政部】

④共済制度加入等の促進

大規模災害が発生しても，農業経営の安定化を図るため，農業共済制度，収入保険制度等セーフティネットの取り組みを促進する必要がある。

【農政部】

(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

①防災拠点等への再エネ設備等の導入

災害により電力会社からの電力供給が遮断された際に、防災拠点や避難所の機能を維持できるよう多様性を確保し、従来の非常用発電機に加え、「災害に強く、環境負荷の小さい地域づくり」を行うために、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を検討する必要がある。

【総務部、健康福祉部、産業振興部、農政部、教育部】

②水道施設の耐震化等の推進 [再掲 2-1-①]

災害時等において水道施設が被災した場合、市民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。

【水道事業部】

③下水道施設の耐震化、下水道BCPの作成 [再掲 2-6-②]

大規模地震等が発生した場合、下水道施設が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の発生が想定されることから、集落排水処理施設を含む下水道施設の耐震化、機能更新等を推進するとともに、公共下水道事業及び集落排水処理施設について、業務継続計画（下水道BCP）を作成し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する必要がある。

【水道事業部】

④危険物施設の安全対策等の強化 [再掲 5-2-①]

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規程等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める必要がある。

【危機管理課】

⑤危険物施設等の災害に備えた消防力の強化 [再掲 5-2-②]

危険物施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

【危機管理課】

6-2 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

①災害時の物資等輸送ルートの代替性・冗長性の確保

災害時における輸送ルートを確実に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、複数輸送ルートの確保を図る必要がある。

また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。

【建設部、農政部】

②国・県道及び市道等の整備推進 [再掲 1-3-④]

高規格道路や地域高規格道路が無い本市においては、国・県道及び市道等は市民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。特に国道や主要地方道については、災害時の緊急輸送を確保し、円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、着実な整備を推進する必要がある。

また、緊急輸送道路をネットワークで補完する一般県道や市道等についても整備する必要がある。

【建設部、農政部】

③無電柱化等の推進 [再掲 1-1-④]

大規模地震が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されることから、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

【建設部】

6-3 防災インフラの長期間にわたる機能不全

①防災拠点等への再エネ設備等の導入 [再掲 6-1-①]

災害により電力会社からの電力供給が遮断された際に、防災拠点や避難所の機能を維持できるよう多様性を確保し、従来の非常用発電機に加え、「災害に強く、環境負荷の小さい地域づくり」を行うために、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を検討する必要がある。

【総務部、健康福祉部、産業振興部、農政部、教育部】

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

①消火・救助活動能力の強化

市街地で大規模火災が発生した場合、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案に対し、消防力が劣勢になることが想定されるため、消防力（施設・消防水利）の強化を図る必要がある。

また、円滑な救急患者受入体制を整備するため、消防との連携したマニュアルを整備し訓練を行うなど、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める必要がある。

【危機管理課】

②都市公園事業の推進

大規模地震等が発生した場合、市街地での大規模火災が発生することが想定されることから、都市公園事業の推進により、災害発生時の避難路・救援活動の場、あるいは大規模火災が発生した場合、延焼防止等に資する都市公園や緑地・広場等の整備及び確保する必要がある。

【建設部】

③消防団や自主防災組織等の充実強化 [再掲 1-2-①]

公助の手が回らないことも想定し、消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、市民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

【危機管理課】

④宅地耐震化推進事業の事前対策強化

大規模盛土造成地の箇所において、現在、切迫する大地震等の発生に備え、活動崩落や液状化の甚大な被害が想定され、優先すべき対策箇所については、事前対策を抜本的に強化する必要がある。

【建設部】

⑤大規模地震時の電気火災対策の推進

地震後の電気火災の予防及び火災時の被害軽減のため、キャンペーン等による防火対策の推進等を図る必要がある。

【危機管理課】

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

①総合防災訓練の実施

関係機関による総合防災訓練を実施することにより、防災計画に習熟するとともに、関係機関相互の協力体制を緊密にし、災害の防止と防災活動の円滑な実施を図る必要がある。

【危機管理課】

②危険物施設の安全対策等の強化 [再掲 5-2-①]

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規程等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める必要がある。

【危機管理課】

③危険物施設等の災害に備えた消防力の強化 [再掲 5-2-②]

危険物施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

【危機管理課】

7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

①交通施設、沿線・沿道建築物の耐震化 [再掲 1-1-③]

大規模地震が発生した場合、港湾、鉄道、橋梁等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、道路交通が阻害され、避難や応急対応に障害が及びことが想定されることから、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

【建設部】

②空き家対策

空家特措法を活用し、迅速かつ適正な対策を進めることで、空き家件数の低減に努める必要がある。

【総務部、建設部】

7-4 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂、火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

①農業用ため池の防災対策

決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある農業用ため池（防災重点ため池）について、関係機関・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた防災対策をとる必要がある。

【危機管理課、農政部】

②防災インフラの維持管理・更新

防災インフラの損壊・機能不全による二次災害が発生した場合、多数の死傷者の発生するおそれがある。このため、防災インフラの機能保持のため施設の更新等を行う必要がある。

【農政部、建設部】

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃

①総合防災訓練の実施 [再掲 7-2-①]

関係機関による総合防災訓練を実施することにより、防災計画に習熟するとともに、関係機関相互の協力体制を緊密にし、災害の防止と防災活動の円滑な実施を図る必要がある。

【危機管理課】

②危険物施設等の災害に備えた消防力の強化 [再掲 5-2-②]

危険物施設内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する必要がある。

【危機管理課】

③有害物質の流出対策等

大規模自然災害の発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出等による人体・環境への悪影響を防止するため、国等と連携して対応する必要がある。

【市民生活部】

7-6 農地・森林等の被害による土地の荒廃

①適切な森林整備の推進

適期に施業が行われていない森林や、伐採後植栽等が実施されない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害の発生するおそれもある。このため、伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。

【農政部】

②農地浸食防止対策の推進

豪雨等により、農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の浸食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定されることから、災害を未然に防止するための農地浸食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する必要がある。

【農政部】

③治山事業の推進 [再掲 1-5-①]

集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について治山事業による、治山施設や保安林の整備を推進する必要がある。

【農政部】

④鳥獣被害防止対策の推進

野生鳥獣による農林業被害により、荒廃農地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下が想定されることから、鳥獣被害の防止に向けて「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」取組を、一体的かつ総合的に推進する必要がある。

【農政部】

⑤鳥獣対策の強化

鳥獣による被害を受けた森林等は、健全性が低下し荒廃することで、山地災害の発生につながるおそれがある。このような事態を未然に防ぐため、鳥獣被害の調査、対策を行う必要がある。

【農政部】

7-7 火山噴火、暴風等による農業用施設等への甚大な影響

①農業用施設及び農作物の降灰除去対策

火山灰による農業用施設や農作物の被害を防ぐため火山灰の降灰除去に必要な施設や設備の整備を行う必要がある。

【農政部】

②災害時の出荷体制の構築 [再掲5-6-②]

大規模災害時の農作物の出荷等を維持・確保するための体制整備、事業者への支援を行うとともに農道の計画的整備や適切な維持管理を行う必要がある。

【農政部】

③農業用施設の耐候性等の強化 [再掲5-6-③]

大規模災害時の農業用施設の被災による競争力低下を防止するため、気象災害に強い耐候性強化型の農業用施設導入を促進する必要がある。

【農政部】

④共済制度加入等の促進 [再掲5-6-④]

大規模災害が発生しても、農業経営の安定化を図るため、農業共済制度、収入保険制度等セーフティネットの取組みを促進する必要がある。

【農政部】

(8) 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

①ストックヤードの確保

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定される。早急な復旧、復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードが必要である。災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、ストックヤードの確保を促進する必要がある。

【市民生活部】

②災害時における災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されることから、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む必要がある。

【市民生活部】

③災害廃棄物処理計画の策定、見直し

建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を策定し、継続的に見直し、処理の実効性向上に努める必要がある。

【市民生活部】

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

①建設関係団体との応急復旧体制の強化、建設業における防災・減災の担い手確保・育成

行政機関と建設関係団体との災害協定の締結等の取組が進められているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。

また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。

【産業振興部、建設部】

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

①浸水対策、流域減災対策

大規模地震等が発生した際に海岸堤防等が倒壊するなどにより、大規模な浸水被害等の発生が想定されることから、地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。

【建設部，農政部】

②海岸・河川堤防等の整備

広域地盤沈下等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、市民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。現在、洪水・高潮による浸水対策については、過去に大きな浸水被害が生じた箇所について海岸・河川堤防等の施設の整備を推進しているが、今後より一層の整備推進を図る。また、比較的発生頻度の高い（数十年～百数十年の頻度）地震・津波については、今後、施設の機能を検証し整備の必要性について検討する必要がある。

【建設部，農政部，産業振興部】

③地籍調査

災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要となるため、調査等の更なる推進を図る必要がある。

【建設部】

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

①災害時の対応力向上のためのコミュニティ力強化

災害が起きた時の市民の対応力を向上するためには、必要なコミュニティ力を構築する必要がある。本市においては、自治会や地区コミュニティ組織の活動支援のほか、自主防災組織によるハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくりや、セーフコミュニティの推進等、コミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実する必要がある。

【危機管理課，総務部】

②文化財の保護管理

文化財の所有者または管理者に対する防災体制の確立指導を行い、文化財の耐震化、防災設備の整備等を促進する必要がある。

【教育部】

8-5 事業用地の確保、仮設住宅、仮店舗、仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

① 応急仮設住宅建設候補地リスト作成

応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう、候補地リストを作成しているが、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意した候補地選定となるよう、定期的な情報更新を行う必要がある。

【建設部】

② 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定

災害時において迅速に建設型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する必要がある。

【危機管理課，建設部】

③ 災害時における民間賃貸住宅の媒介・被災者への提供に関する協定

災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する必要がある。

【危機管理課，建設部】

8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

① 災害発生時の情報発信 [再掲 4-3-③]

災害発生時に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路に関する事前シミュレーションを行う必要がある。

【総務部】

第5章 本計画の推進方針

1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針

第4章の脆弱性評価を踏まえて、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な推進方針を次のとおり定めた。

(1) 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊等や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生

①住宅・建築物の耐震化の促進

大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定されることから市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する。

【建設部】

②医療・社会福祉施設の耐震化

地震発生時に建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する。

【健康福祉部】

③交通施設、沿線・沿道建築物の耐震化

大規模地震が発生した場合、港湾、鉄道、橋梁等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、道路交通が阻害され、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されることから、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する。

【建設部、農政部】

④無電柱化等の推進

大規模地震が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されることから、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、緊急輸送路及び市街地等における道路等の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める取組を進める。

【建設部】

⑤土地区画整理事業の推進

大規模地震等が発生した場合、住宅密集地や市街地において大規模火災が発生し、多数の死傷者が発生することが想定されることから、密集市街地等における、災害に強いまちづくりを推進する。

【建設部】

⑥公共施設等の耐震化の促進

災害後の活動拠点となる公共施設が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されることから、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を推進する。

【総務部，健康福祉部，農政部，建設部，教育部】

⑦造成宅地の防災・減災対策の促進

大規模地震における盛土造成地の滑動崩壊の宅地被害を防ぐため、大規模盛土造成地の危険性について調査し、マップの公表・高度化を図り、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を促進する。

【建設部】

⑧多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

大規模地震が発生した場合、不特定多数の者が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定されることから、不特定多数の者が利用する建築物については、特に耐震化を促進する。

【建設部，農政部】

⑨防災訓練や防災教育等の推進

学校や職場，地域の自主防災組織等を通じ継続的に防災訓練や防災教育を推進する。

【危機管理課】

1-2 密集市街地や不特定多数の人が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

①消防団や自主防災組織等の充実強化

公助の手が回らないことも想定し、消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、市民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

【危機管理課】

②火災予防・被害軽減対策等の推進

火災予防及び火災時の被害軽減のため、キャンペーン等による防火対策の推進等を図る。

【危機管理課】

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

①避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進等

広域にわたる大規模津波等が発生した際に避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されることから、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・多重化等による市民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策について検討する。

【危機管理課，農政部，建設部】

②海岸堤防等の老朽化対策の推進

大規模地震等が発生した際に海岸堤防等が倒壊するなどにより、大規模な浸水被害等の発生が想定されることから、現状の海岸堤防等の施設機能を照査し、長寿命化を図りつつ、老朽化対策を推進する。

【建設部，産業振興部】

③海岸施設の機能の検証

大規模津波等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、市民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。このため、海岸堤防の施設の整備を推進しているが、今後、施設の機能を検証し、整備の必要性について検討を進める。

【建設部，産業振興部】

④国・県道及び市道等の整備推進

高規格道路や地域高規格道路が無い本市においては、国・県道及び市道等は市民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。特に国道や主要地方道については、災害時の緊急輸送を確保し、円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、着実な整備を推進する。

また、緊急輸送道路をネットワークで補完する一般県道や市道等についても整備を推進する。

【建設部，農政部】

⑤海岸防災林の整備

大規模津波が発生した場合、津波の襲来により海岸背後地への大規模な被害が想定される。海岸防災林は、津波に対する減勢効果を持つことから、治山事業等の実施を推進するとともに、その機能の維持・向上を図る。

【農政部】

⑥水門、樋門等の操作等

津波等が発生した際に水門、樋門等の操作によっては、大規模な浸水被害が発生する一方、操作作業の際に操作従事者が危険にさらされることが想定される。このことから、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する。

【農政部，建設部】

⑦津波避難計画等の周知及び適切な見直し

大規模津波等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、市民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがあるため、津波避難計画の周知及び見直しを行い、津波からの円滑な避難を実現する取組を推進する。

【危機管理課】

⑧侵食海岸における現状の汀線防護の整備

侵食の進んだ海岸では、台風の大型化や切迫する南海トラフ地震等により、高潮、高波、津波等の甚大な被害が発生する危険性が高いことから、堤防、護岸、離岸堤・突堤、養浜、飛沫防止帯や緑地等、環境との調和に配慮した海岸保全施設等の新設又は改良を早急に実施する。

【建設部、産業振興部】

⑨防災・防疫拠点の整備

防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する。

【危機管理課】

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

①河川改修等の治水対策の推進

近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水等による甚大な浸水被害が懸念される。このため、現在の取組について、整備の必要性、緊急性、優先度等を総合的に判断しながら、より一層の整備推進を図る。

【建設部、農政部、水道事業部】

②防災情報の提供

異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により市民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や、市ホームページ等による市民への広報に努める。

また、洪水による激甚化災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、ハザードマップ等を市民に周知する等のソフト対策を推進する。

【危機管理課】

③内水対策に係る人材育成

異常気象等が発生した場合、広域かつ長期的な市街地等の浸水が想定されることから、内水対策についてより迅速な対応を行うため、人材育成を推進する。

【建設部、水道事業部】

1-5 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

①治山事業の推進

集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、治山事業による、治山施設や保安林の整備を推進する。

【農政部】

②土砂災害対策の推進

本市の土砂災害危険箇所における砂防関係施設の整備率は未だ低い状況である。このため、市民の生命・財産を守るための砂防関係施設の計画的な整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る。

【建設部】

③火山の噴火に対する避難体制の強化

大規模な火山の噴火に対するハザードマップの作成・配布などの対応が図られているが、引き続き、関係機関相互と連携し、避難体制強化のための所要の対応を図る。

【危機管理課】

④警戒避難体制の整備等、土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、県が指定した土砂災害警戒区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上を図る。

また、異常気象等により大規模な土砂災害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や、市ホームページ等による広報に努める。

【危機管理課】

⑤がけ地等に近接する危険住宅の移転促進

がけ地の崩壊等により市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進する。

【建設部】

⑥防災・防疫拠点の整備（再掲 1-3-⑨）

防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する。

【危機管理課】

(2) 救助・救援，医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等，生命に関わる物資供給の長期停止

①水道施設の耐震化等の推進

災害時等において水道施設が被災した場合，市民生活や社会活動に必要な水の供給に支障を来すおそれがあることから，水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため，水道施設の耐震化を推進する。

【水道事業部】

②物資輸送ルートの確保

大規模自然災害が発生した際，避難，支援，輸送のための陸上・海上ルートが寸断され，被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されることから，道路・港湾施設などの耐震化等の機能強化を推進するとともに，既存施設の点検等の結果を踏まえ，防災対策及び老朽化対策を確実に実施し，緊急輸送機能の軸となる複数輸送ルートの確保を図る。

【建設部，農政部，産業振興部】

③国・県道及び市道等の整備推進 [再掲 1-3-④]

高規格道路や地域高規格道路が無い本市においては，国・県道及び市道等は市民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。特に国道や主要地方道については，災害時の緊急輸送を確保し，円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から，着実な整備を推進する。

また，緊急輸送道路をネットワークで補完する一般県道や市道等についても整備を推進する。

【建設部，農政部】

④備蓄物資の供給体制等の強化

市の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について，適正かつ迅速な物資の確保を行うため，関係機関との連携や調整などを強化する。

【危機管理課，市民生活部，産業振興部，農政部】

⑤医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備

大規模災害発生時には，医療用資機材・医薬品等が不足するおそれがあるため，関係団体と災害時応援協定を締結し，災害救助に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備を図り，その体制を支援し，円滑な供給体制の構築に努める。

【危機管理課，健康福祉部】

⑥医療用資機材・医薬品等の備蓄

大規模災害発生初動期には，医療救護用の医療用資機材・医薬品等の流通確保が難しくなるおそれがある。このため，県や関係機関と連携し医療救護活動に必要な医療用資機材・医薬品等の備蓄体制の整備に努める。

【健康福祉部】

⑦応急給水体制の整備

災害時等において水道施設が被災した場合、市民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る。

【水道事業部】

⑧受援計画の策定等

被災による物資供給に対し、国や県内事業者等から、物的支援を受ける必要があるため、物的支援の受入態勢を整備した受援計画の策定及び物資拠点の選定を促進すること等により、物的支援の受援体制を強化する。

【危機管理課，市民生活部，産業振興部，農政部】

⑨防災・防疫拠点の整備 [再掲 1-3-⑨]

防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する。

【危機管理課】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

①物資輸送ルートの確保 [再掲 2-1-②]

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上・海上ルートが寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されることから、道路・港湾施設などの耐震化等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策及び老朽化対策を確実に実施し、緊急輸送機能の軸となる複数輸送ルートの確保を図る。

【建設部，農政部，産業振興部】

②孤立集落対策

災害発生時には、道路の寸断により孤立集落が発生する恐れがある。このため、既存施設等の点検等の結果を踏まえ、防災対策及び老朽化対策を要する箇所についてのハード対策を着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する。

【建設部，農政部】

③防災情報の提供 [再掲 1-4-②]

異常気象等による豪雨が発生した場合、浸水により市民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や、市ホームページ等による市民への広報に努めていく。

また、洪水による激甚化災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、ハザードマップ等を市民に周知する等のソフト対策を推進する。

【危機管理課】

2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

①消防施設等の耐震化，情報通信機能の耐災害性の強化

地域における活動拠点となる消防施設等の耐災害性を強化する必要がある。また，情報通信機能の耐災害性の強化，高度化を着実に推進する。

【危機管理課】

②国・県道及び市道等の整備推進 [再掲 1-3-④]

高規格道路や地域高規格道路が無い本市においては，国・県道及び市道等は市民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。特に国道や主要地方道については，災害時の緊急輸送を確保し，円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から，着実な整備を推進する。

また，緊急輸送道路をネットワークで補完する一般県道や市道についても整備を推進する。

【建設部】

③消防団等の体制強化，人材確保，災害派遣チーム等受入体制の整備

消防団等において災害対応力強化のための体制，装備資機材等の充実強化を推進する。加えて，水防団，自主防災組織の充実強化，道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する。

さらに，災害派遣医療チーム（DMAT），緊急災害対策派遣隊などの受入態勢を整える。

【危機管理課，健康福祉部，建設部，】

④防災・防疫拠点の整備 [再掲 1-3-⑨]

防災・防疫拠点施設を整備し，大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地，避難場所，救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに，衛星通信設備等の整備を行い，市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する。

【危機管理課】

2-4 想定を超える帰宅困難者の発生・混乱

①備蓄物資の供給体制等の強化 [再掲 2-1-④]

市の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について，適正かつ迅速な物資の確保を行うため関係機関との連携や調整などを強化する。

【危機管理課，市民生活部，産業振興部，農政部】

②一時滞在施設の確保

帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保を図る。

【危機管理課】

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

①国・県道及び市道等の整備推進 [再掲 1-3-④]

高規格道路や地域高規格道路が無い本市においては、国・県道及び市道等は市民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。特に国道や主要地方道については、災害時の緊急輸送を確保し、円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、着実な整備を推進する。

また、緊急輸送道路をネットワークで補完する一般県道や市道等についても整備を推進する。

【建設部，農政部】

②消防団等の体制強化，人材確保，災害派遣チーム等受入体制の整備

[再掲 2-3-③]

消防団等において災害対応力強化のための体制，装備資機材等の充実強化を推進する。加えて，水防団，自主防災組織の充実強化，道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する。

さらに，災害派遣医療チーム（DMAT），緊急災害対策派遣隊などの受入態勢を整える。

【危機管理課，建設部，健康福祉部】

③EMIS の活用

被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため，必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害救急医療情報システム（EMIS）のさらなる活用を進める。

【健康福祉部】

④災害対応マニュアルなどの見直し

大規模・突発的な災害時の医療体制を確保するため，自ら被災することも想定した災害対応マニュアル及び業務継続計画（BCP）について，随時内容の見直しを行う。

【危機管理課，健康福祉部】

⑤ドクターヘリの活用

救急医療体制を充実・強化を図るため，大規模災害時におけるドクターヘリの速やかな運用が可能となるように，県及び関係機関との連携を強化する。

【健康福祉部】

⑥医療救護活動の体制整備

大規模災害発生時には，救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となる。このため，市医師会や他の医療機関などと連携し，医療救護活動等の体制整備に努める。

【健康福祉部】

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化・死者の発生

①感染症の発生・まん延防止

浸水被害等により、感染症の病原体に汚染された場所が発生するおそれがある。感染症の発生予防・まん延防止のため、消毒作業を行うが、その際、関連部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保に努める。

【市民生活部】

②下水道施設の耐震化、下水道 BCP の作成

大規模地震等が発生した場合、下水道施設が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の発生が想定されることから、集落排水処理施設を含む下水道施設の耐震化、機能更新等を推進するとともに、公共下水道事業及び集落排水処理施設について、業務継続計画（下水道 BCP）を作成し、ハードとソフトを組み合わせ合わせた総合的な対策を実施する。

【水道事業部】

③公共施設等の耐震化の促進 [再掲 1-1-⑥]

災発後の活動拠点となる公共施設が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されることから、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を推進する。

【総務部，健康福祉部，農政部，建設部，教育部】

④避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進

避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う。

【健康福祉部，市民生活部】

⑤避難所運営マニュアルの策定

災害発生時に避難所の運営が円滑に行われるよう、高齢者などの要配慮者や女性、子ども等のニーズへの対応等を盛り込んだ「避難所運営マニュアル」を策定する。

【健康福祉部，市民生活部】

⑥応急給水体制の整備 [再掲 2-1-⑦]

災害時等において水道施設が被災した場合、市民生活や社会活動に必要な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る。

【水道事業部】

⑦災害時保健活動及び DHEAT 受入体制の整備

被災地や避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受入体制を整備する。

【健康福祉部】

⑧国・県道及び市道等の整備推進 [再掲 1-3-④]

高規格道路や地域高規格道路が無い本市においては、国・県道及び市道等は市民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。特に国道や主要地方道については、災害時の緊急輸送を確保し、円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、着実な整備を推進する。

また、緊急輸送道路をネットワークで補完する一般県道や市道等についても整備を推進する。

【建設部，農政部】

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市内行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

①公共施設等の耐震化の促進 [再掲 1-1-⑥]

災発後の活動拠点となる公共施設が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されることから、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を推進する。

【総務部，健康福祉部，農政部，建設部，教育部】

②電力供給遮断時の電力確保

電力供給遮断等の非常時に、避難市民の受入れを行う避難所や防災拠点において、おのおの、避難市民の生活等に必要不可欠な電力や災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力確保に努める。また、非常用発電機やその燃料の確保、太陽光発電システムについても導入を検討する。

【総務部，健康福祉部，農政部，建設部，教育部】

③自治体 BCP の策定等

業務継続体制を強化するため、市の業務継続計画（BCP）の見直し及び実効性を促進すること等により、業務継続体制を強化する。

【全ての部】

④市が管理する情報通信ネットワークの機器等の冗長化等

市が管理する情報通信ネットワークの機器等において、障害や災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等をさらに推進する。

【総務部】

⑤受援計画の策定等

被災による行政機能の大幅な低下に対し、他の自治体から応援職員を受け入れる必要があるため、人的支援の受入体制を整備した受援計画の策定を促進するなど、人的支援の受援体制を強化する。

【危機管理課，総務部】

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・長期機能停止

①情報通信機能の耐災害性の強化等

大規模地震及び津波時には屋外施設や重要家屋の被災及び電柱の折損などにより通信設備の損壊等が発生し、音声通信やパケット通信の利用困難が想定されることから、公共施設等を中心とした耐災害性を有する情報通信機能の強化を図る。

【総務部，建設部】

②防災情報の提供

津波等の大規模災害時に円滑な警戒避難体制の構築を図るため、防災行政無線等の充実強化を図る。

【危機管理課】

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

①市民への災害情報提供

市民への災害情報提供に当たり、市と自治会や自主防災組織などが連携して、災害時に支障をきたさないよう、それらの対策を推進する。

また、市内に滞在している観光客に対して正確な情報提供をできるだけ迅速に行う。

【危機管理課，総務部，産業振興部】

②情報伝達手段の多様化等

全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動装置の活用やLアラート情報の迅速かつ確実な伝達の推進、防災行政無線や消防救急無線のデジタル化等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化を図る。

また、旅行者や高齢者・外国人等にも配慮した提供手段を確保する。

【危機管理課，健康福祉部，産業振興部】

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

①情報伝達手段の多様化等 [再掲 4-2-②]

全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動装置の活用やLアラート情報の迅速かつ確実な伝達の推進、防災行政無線や消防救急無線のデジタル化等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化を図る。

また、旅行者や高齢者・外国人等にも配慮した提供手段を確保する。

【危機管理課，健康福祉部，産業振興部】

②市の人員確保・体制整備

情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供に必要な人員・体制を整備する。

【総務部】

③災害発生時の情報発信

災害発生時において、市内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路のシミュレーションを行う。

【危機管理課】

④防災・防疫拠点の整備 [再掲 1-3-⑨]

防災・防疫拠点施設を整備し、大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地及び中継基地として活用するとともに、衛星通信設備等の整備を行い、市役所が被災した場合の情報発信拠点の整備を検討する。

【危機管理課】

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による企業活動等の低下

①食料等の物資供給の確保

大規模自然災害が発生し、道路・港湾施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定されることから、道路・港湾の防災、震災対策及び老朽化対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する。

【建設部，農政部】

②港湾・漁港施設の耐震・耐波性能の強化

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、サプライチェーンが寸断され、復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定されることから、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、港湾施設の耐震強化等の整備を推進する。

【産業振興部，建設部】

③国・県道及び市道等の整備推進 [再掲 1-3-④]

高規格道路や地域高規格道路が無い本市においては、国・県道及び市道等は市民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。特に国道や主要地方道については、災害時の緊急輸送を確保し、円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、着実な整備を推進する。

また、緊急輸送道路をネットワークで補完する一般県道や市道等についても整備を推進する。

【建設部，農政部】

④事業者におけるBCP策定等の支援

市内の事業者に対して、事業継続計画（BCP）の普及・啓発を図るとともに、BCPの策定支援を行う。また、有事の際にBCPが機能するよう、取引先とのサプライチェーンの確保などの平常時の取組を継続的に実施する事業継続マネジメント（BCM）の社内構築に向けた支援を行う。

【危機管理課，産業振興部，農政部】

5-2 重要な産業施設の損壊，火災，爆発等

①危険物施設の安全対策等の強化

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規程等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める。

【危機管理課】

②危険物施設等の災害に備えた消防力の強化

危険物施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制を強化するとともに、防災上必要な資機材の備蓄又は整備を促進する。

【危機管理課】

5-3 物流機能等の大幅な低下

①港湾・漁港施設の耐震・耐波性能の強化 [再掲 5-1-②]

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、サプライチェーンが寸断され、復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定されることから、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、港湾施設の耐震強化等の整備を推進する。

【産業振興部，建設部】

②道路等の防災対策の推進

道路施設が被災すると避難・救助活動・応急普及活動に障害が及ぶことが想定されることから、地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波対策等の道路等の防災対策を着実に推進する。

【建設部，農政部】

③国・県道及び市道等の整備推進 [再掲 1-3-④]

高規格道路や地域高規格道路が無い本市においては、国・県道及び市道等は市民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。特に国道や主要地方道については、災害時の緊急輸送を確保し、円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、着実な整備を推進する。

また、緊急輸送道路をネットワークで補完する一般県道や市道等についても整備を推進する。

【建設部，農政部】

5-4 食料等の安定供給の停滞

①食料等の物資供給の確保 [再掲 5-1-①]

大規模自然災害が発生し、道路・港湾施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、食料の安定供給の停滞が想定されることから、道路・港湾の防災、耐震対策及び老朽化対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する。

【建設部，農政部】

②国・県道及び市道等の整備推進 [再掲 1-3-④]

高規格道路や地域高規格道路が無い本市においては、国・県道及び市道等は市民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。特に国道や主要地方道については、災害時の緊急輸送を確保し、円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、着実な整備を推進する。

また、緊急輸送道路をネットワークで補完する一般県道や市道等についても整備を推進する。

【建設部，農政部】

③備蓄物資の供給体制等の強化 [再掲 2-1-④]

市の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する。

【危機管理課，市民生活部，産業振興部，農政部】

④受援計画の策定等 [再掲 2-1-⑥]

被災による物資供給に対し、国や県、事業者等から物的支援を受ける必要があるため、物的支援の受入体制を整備した受援計画の策定及び物資拠点の選定等を促進すること等により、物的支援の受援体制を強化する。

【危機管理課，市民生活部，産業振興部，農政部】

⑤漁港の機能保全

本市管理漁港においては、既設の外郭施設・水域施設等漁港施設及び海岸保全施設の老朽化対策を着実に進める。

【産業振興部】

⑥農道等の保全対策の推進

造成後年数が経過し老朽化が進展していることから、施設の機能診断，機能保全計画の策定を急ぎ，長寿命化対策に着手する。

【農政部】

5-5 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

①応急給水体制の整備 [再掲 2-1-⑦]

災害時等において水道施設が被災した場合、市民生活や社会活動に必要な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、必要に応じた応急給水や水道施設の災害復旧を図る。

【水道事業部】

②水道施設の耐震化等の推進 [再掲 2-1-①]

災害時等において水道施設が被災した場合、市民生活や社会活動に必要な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する。

【水道事業部】

③農業水利施設等の保全対策の推進

造成後数年が経過し老朽化が進展していることから、施設の機能診断、機能保全計画の策定を急ぎ、耐震化及び長寿命化対策に着手する。

【農政部】

5-6 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

①農業・農業用施設の保全

地震や豪雨等に伴う農地や農業用施設の被害防止又は軽減を図るため、用排水路等や農地・農業用施設の計画的な整備・適切な維持管理を図る。

【農政部】

②災害時の出荷体制の構築

大規模災害時の農作物の出荷等を維持・確保するための体制整備、事業者への支援を行うとともに農道の計画的整備や適切な維持管理を行う。

【農政部】

③農業用施設の耐候性等の強化

大規模災害時の農業用施設の被災による競争力低下を防止するため、気象災害に強い耐候性強化型の農業用施設導入を促進する。

【農政部】

④共済制度加入等の促進

大規模災害が発生しても、農業経営の安定化を図るため、農業共済制度、収入保険制度等セーフティネットの取り組みを促進する。

【農政部】

(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

①防災拠点等への再エネ設備等の導入

災害により電力会社からの電力供給が遮断された際に、防災拠点や避難所の機能を維持できるよう多様性を確保し、従来の非常用発電機に加え、「災害に強く、環境負荷の小さい地域づくり」を行うために、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を検討する。

【総務部、健康福祉部、産業振興部、農政部、教育部】

②水道施設の耐震化等の推進 [再掲 2-1-①]

災害時等において水道施設が被災した場合、市民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する。

【水道事業部】

③下水道施設の耐震化、下水道BCPの作成 [再掲 2-6-②]

大規模地震等が発生した場合、下水道施設が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の発生が想定されることから、集落排水処理施設を含む下水道施設の耐震化、機能更新等を推進するとともに、公共下水道事業及び集落排水処理施設について、業務継続計画（下水道BCP）を作成し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する。

【水道事業部】

④危険物施設の安全対策等の強化 [再掲 5-2-①]

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規程等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める。

【危機管理課】

⑤危険物施設等の災害に備えた消防力の強化 [再掲 5-2-②]

危険物施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制を強化するとともに、防災上必要な資機材を備蓄又は整備する。

【危機管理課】

6-2 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

①災害時の物資等輸送ルートの代替性・冗長性の確保

災害時における輸送ルートを確実に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、複数輸送ルートの確保を図る。

また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する。

【建設部、農政部】

②国・県道及び市道等の整備推進 [再掲 1-3-④]

高規格道路や地域高規格道路が無い本市においては、国・県道及び市道等は市民の生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。特に国道や主要地方道については、災害時の緊急輸送を確保し、円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、着実な整備を推進する。

また、緊急輸送道路をネットワークで補完する一般県道や市道等についても整備を推進する。

【建設部、農政部】

③無電柱化等の推進 [再掲 1-1-④]

大規模地震が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定されることから、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める取組を進める。

【建設部】

6-3 防災インフラの長期間にわたる機能不全

①防災拠点等への再エネ設備等の導入 [再掲 6-1-①]

災害により電力会社からの電力供給が遮断された際に、防災拠点や避難所の機能を維持できるよう多様性を確保し、従来の非常用発電機に加え、「災害に強く、環境負荷の小さい地域づくり」を行うために、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を検討する。

【総務部、健康福祉部、産業振興部、農政部、教育部】

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

①消火・救助活動能力の強化

市街地で大規模火災が発生した場合、特に発災直後に消防力を上回る火災、救助、救急事案に対し、消防力が劣勢になることが想定されるため、消防力（施設・消防水利）の強化を図る。

また、円滑な救急患者受入体制を整備するため、消防との連携したマニュアルを整備し訓練を行うなど、ハード・ソフト対策を組み合わせる横断的に進める。

【危機管理課】

②都市公園事業の推進

大規模地震等が発生した場合、市街地での大規模火災が発生することが想定されることから、都市公園事業の推進により、災害発生時の避難路・救援活動の場、あるいは大規模火災が発生した場合、延焼防止等に資する都市公園や緑地・広場等の整備及び確保する。

【建設部】

③消防団や自主防災組織等の充実強化 [再掲 1-2-①]

公助の手が回らないことも想定し、消防団や自主防災組織等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、市民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

【危機管理課】

④宅地耐震化推進事業の事前対策強化

大規模盛土造成地の箇所において、現在、切迫する大地震等の発生に備え、活動崩落や液状化の甚大な被害が想定され、優先すべき対策箇所については、事前対策を抜本的に強化する。

【建設部】

⑤大規模地震時の電気火災対策の推進

地震後の電気火災の予防及び火災時の被害軽減のため、キャンペーン等による防火対策の推進等を図る。

【危機管理課】

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

①総合防災訓練の実施

関係機関による総合防災訓練を実施することにより、防災計画に習熟するとともに、関係機関相互の協力体制を緊密にし、災害の防止と防災活動の円滑な実施を図る。

【危機管理課】

②危険物施設の安全対策等の強化 [再掲 5-2-①]

危険物施設においては、大規模自然災害発生時に大量の危険性物質の流出が想定されるため、ハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規程等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める。

【危機管理課】

③危険物施設等の災害に備えた消防力の強化 [再掲 5-2-②]

危険物施設内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制を強化するとともに、防災上必要な資機材の備蓄又は整備を促進する。

【危機管理課】

7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

①交通施設、沿線・沿道建築物の耐震化 [再掲 1-1-③]

大規模地震が発生した場合、港湾、鉄道、橋梁等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、道路交通が阻害され、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されることから、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する。

【建設部】

②空き家対策

空家特措法を活用し、迅速かつ適正な対策を進めることで、空き家件数の低減に努める。

【総務部、建設部】

7-4 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂、火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

①農業用ため池の防災対策

決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある農業用ため池（防災重点ため池）について、関係機関・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた防災対策を推進する。

【危機管理課、農政部】

②防災インフラの維持管理・更新

防災インフラの損壊・機能不全による二次災害が発生した場合、多数の死傷者の発生するおそれがある。このため、防災インフラの機能保持のため施設の更新等を行う。

【農政部、建設部】

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃

①総合防災訓練の実施 [再掲 7-2-①]

関係機関による総合防災訓練を実施することにより、防災計画に習熟するとともに、関係機関相互の協力体制を緊密にし、災害の防止と防災活動の円滑な実施を図る。

【危機管理課】

②危険物施設等の災害に備えた消防力の強化 [再掲 5-2-②]

危険物施設等内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあるため、自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制を強化するとともに、防災上必要な資機材の備蓄又は整備を促進する。

【危機管理課】

③有害物質の流出対策等

大規模自然災害の発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出等による人体・環境への悪影響を防止するため、国等と連携して対応する。

【市民生活部】

7-6 農地・森林等の被害による土地の荒廃

①適切な森林整備の推進

適期に施業が行われていない森林や、伐採後植栽等が実施されない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害の発生するおそれもある。このため、伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する。

【農政部】

②農地浸食防止対策の推進

豪雨等により、農地の土壌流出や法面の崩壊が生じ、農地の浸食や下流人家等への土砂流入等の被害が及ぶことが想定されることから、災害を未然に防止するための農地浸食防止対策や土砂崩壊防止対策等を推進する。

【農政部】

③治山事業の推進 [再掲 1-5-①]

集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について治山事業による、治山施設や保安林の整備を推進する。

【農政部】

④鳥獣被害防止対策の推進

野生鳥獣による農林業被害により、荒廃農地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下が想定されることから、鳥獣被害の防止に向けて「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」取組を、一体的かつ総合的に推進する。

【農政部】

⑤鳥獣対策の強化

鳥獣による被害を受けた森林等は、健全性が低下し荒廃することで、山地災害の発生につながるおそれがある。このような事態を未然に防ぐため、鳥獣被害の調査、対策を実施する。

【農政部】

7-7 火山噴火、暴風等による農業用施設等への甚大な影響

①農業用施設及び農作物の降灰除去対策

火山灰による農業用施設や農作物の被害を防ぐため火山灰の降灰除去に必要な施設や設備の整備を行う。

【農政部】

②災害時の出荷体制の構築 [再掲5-6-②]

大規模災害時の農作物の出荷等を維持・確保するための体制整備、事業者への支援を行うとともに農道の計画的整備や適切な維持管理を行う。

【農政部】

③農業用施設の耐候性等の強化 [再掲5-6-③]

大規模災害時の農業用施設の被災による競争力低下を防止するため、気象災害に強い耐候性強化型の農業用施設導入を促進する。

【農政部】

④共済制度加入等の促進 [再掲5-6-④]

大規模災害が発生しても、農業経営の安定化を図るため、農業共済制度、収入保険制度等セーフティネットの取り組みを促進する。

【農政部】

(8) 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

①ストックヤードの確保

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定される。早急な復旧、復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードが必要である。災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、ストックヤードの確保を促進する。

【市民生活部】

②災害時における災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されることから、災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定を締結し、さらなる協力体制の実効性向上に取り組む。

【市民生活部】

③災害廃棄物処理計画の策定、見直し

建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を策定し、継続的に見直し、処理の実効性向上に努める。

【市民生活部】

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

①建設関係団体との応急復旧体制の強化、建設業における防災・減災の担い手確保・育成

行政機関と建設関係団体との災害協定の締結等の取組が進められているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。

また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。

【産業振興部、建設部】

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

①浸水対策、流域減災対策

大規模地震等が発生した際に海岸堤防等が倒壊するなどにより、大規模な浸水被害等の発生が想定されることから、地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する。

【建設部、農政部】

②海岸・河川堤防等の整備

広域地盤沈下等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、市民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。現在、洪水・高潮による浸水対策については、過去に大きな浸水被害が生じた箇所について海岸・河川堤防等の施設の整備を推進しているが、今後より一層の整備推進を図る。また、比較的発生頻度の高い（数十年～百数十年の頻度）地震・津波については、今後、施設の機能を検証し整備の必要性について検討する。

【建設部、農政部、産業振興部】

③地籍調査

災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要となるため、調査等の更なる推進を図る。

【建設部】

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

①災害時の対応力向上のためのコミュニティ力強化

災害が起きた時の市民の対応力を向上するためには、必要なコミュニティ力を構築する必要がある。本市においては、自治会や地区コミュニティ組織の活動支援のほか、自主防災組織によるハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくりや、セーフコミュニティの推進等、コミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実する。

【危機管理課、総務部】

②文化財の保護管理

文化財の所有者または管理者に対する防災体制の確立指導を行い、文化財の耐震化、防災設備の整備等を促進する。

【教育部】

8-5 事業用地の確保、仮設住宅、仮店舗、仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

① 応急仮設住宅建設候補地リスト作成

応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう、候補地リストを作成しているが、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意した候補地選定となるよう、定期的な情報更新を行う。

【建設部】

② 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定

災害時において迅速に建設型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する。

【危機管理課，建設部】

③ 災害時における民間賃貸住宅の媒介・被災者への提供に関する協定

災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する。

【危機管理課，建設部】

8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

① 災害発生時の情報発信 [再掲 4-3-③]

災害発生時に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路に関する事前シミュレーションを行う。

【総務部】

2 指標

推進方針で示した本市の主な優先すべき取組の進捗状況を把握するための指標を次のとおり設定した。

No.	指標名	現状	目標	リスクシナリオ
1	防災拠点となる公共施設の耐震化率	86.7% (令和2年度)	95.6% (令和7年度)	1-1-⑥ 3-1-①
2	水道基幹管路耐震適合化の進捗率	44.0% (令和2年度)	100% (長期的)	2-1-① 6-1-②
3	自主防災組織のカバー率	93.4% (令和2年度)	100% (令和7年度)	1-2-① 4-2-①
4	十町土地区画整理事業の整備率	73.0% (令和2年度)	100% (令和8年度)	1-1-⑤

第6章 市地域計画の推進と不断の見直し

1 市の他の計画等の必要な見直し

本計画は、地域の強靱化の観点から、市における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行う。

2 本計画の進捗管理

本計画の進捗管理は、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルにより行うこととし、毎年度、指標や各施策の進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていくこととする。

3 地域計画の不断の見直し

本市の地域強靱化の実施に向けては、中長期的な展望を描きつつ、今後の地域強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国全体の強靱化政策の推進状況等に応じた施策の推進が必要となることから、市地域計画の推進期間は概ね5年間とする。

なお、計画期間内においても、施策の進捗や社会情勢の大きな変化等により、見直しが必要な場合は、適宜見直しの検討を行うものとする。

4 プログラムの推進と重点化

推進方針の策定に当たっては、限られた資源で効率的・効果的に地域強靱化を進めるため、施策の重点化を行いながら進める必要がある。

このため、第4章で実施した脆弱性評価の結果を踏まえ、「人命の保護」を最優先として、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、緊急度などの視点や、国の基本計画との一体性等を総合的に勘案し、市では取組や事業が位置付けられているプログラムを重点化すべきプログラムとした。取組や事業一覧については、次表に示す。

この重点化したプログラムについては、その重要性に鑑み、進捗状況、関係部局等における施策の具体化の状況等を踏まえつつ、さらなる重点化を含め取組の一層の推進に努めるものとする。